

蒲郡市子ども・若者支援ネットワーク協議会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上で深刻な状況にあることを踏まえ、様々な機関・団体（以下「関係機関等」という。）がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かして子ども・若者の発達段階に応じた支援（以下「支援」という。）を行っていくため、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する協議会として、蒲郡市子ども・若者支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(対象)

第2条 協議会は、法第15条第1項に規定する修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものを支援の対象とする。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換に関する事。
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る関係機関の連携に関する事。
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る広報及び啓発活動に関する事。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(構成及び会長)

第4条 協議会は、別表に掲げる関係機関等の代表者（以下「代表者」という。）をもって組織する。

- 2 代表者のうち1名を会長とし、代表者が互選により選出する。
- 3 会長の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した代表者がその職務を代理する。

(会議等)

第5条 協議会に代表者会議及び実務者会議を置く。

- 2 代表者会議は、代表者により構成し、協議会の運営方針の決定及び協議会が円滑に機能するための環境の整備等について協議する。
- 3 代表者会議は、会長が議長となる。
- 4 議長が採決をとろうとするときは、出席者の半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 実務者会議は、関係機関等の担当者により構成し、協議会の目的を達成するため、支援状況の進行管理及び情報交換等を定期的に行う。

(会議の開催)

第6条 代表者会議及び実務者会議は、会長が招集する。

- 2 代表者会議は、年1回以上開催する。
- 3 実務者会議は、原則として2か月に1回開催するものとし、個別ケース検討が必要となった場合は、隨時開催するものとする。

(協力要請)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関等以外の者に協力を求めることができる。この場合において、協議会は、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(支援調整機関)

第8条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関として、蒲郡市教育委員会青少年センターを指定する。

(守秘義務)

第9条 協議会、代表者会議及び実務者会議の構成員は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか協議会に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年3月22日から施行する。
(蒲郡市若者自立支援ネットワーク協議会設置要綱の廃止)
- 2 蒲郡市若者自立支援ネットワーク協議会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

分野	関係機関等
司法・警察関係	蒲郡警察署 蒲郡保護区保護司会
教育関係	高等学校長代表 小中学校長会
保健福祉関係	愛知県豊川保健所 蒲郡市社会福祉協議会 蒲郡市民生・児童委員協議会 蒲郡市障がい者支援センター 社会福祉法人はばたきオレンジホーム 社会福祉法人くすの木福祉事業会わくわくワーク大塚
医療関係	蒲郡市医師会
雇用関係	豊川公共職業安定所 蒲郡商工会議所
支援団体	がまごおり若者サポートステーション 一般社団法人パーソナルラボ N P O 法人青少年自立援助センター北斗寮 コミュニティサロン結 H o m e E d u c a t i o n 学校へ行っていない子の会 民間支援員
地域	蒲郡市総代連合会
その他	蒲郡市よろず相談員連絡協議会
蒲郡市	蒲郡市教育委員会生涯学習課（青少年センター） 蒲郡市教育委員会学校教育課 蒲郡市市民生活部協働まちづくり課 蒲郡市こども健康部子育て支援課 蒲郡市こども健康部健康推進課 蒲郡市福祉部福祉課 蒲郡市福祉部福祉課福祉総合相談室 蒲郡市産業振興部産業政策課